

(表)

不利益処分の処分基準 個票

部課等名 経済部産業観光課

番号 3

不利益処分の内容		特定工場の勧告に係る事項の変更命令
根拠法令及び条項		工場立地法第10条第1項
処分基準	関係条項	工場立地法第16条第1項第2号
	基準 (未設定の場合は その理由)	<p>工場立地法第9条第2項にもとづく勧告に従わない場合において、特定工場の新設等が行われることにより同項各号に規定する事態が生じ、かつ、これを除去することが極めて困難となると認めるときは、勧告を受けた者に対して変更を命ずることができる。</p> <p>また、「工場立地法運用例規集」2-2-3の基準に該当する場合は、勧告をしないことができる。</p>
	参考事項	工場立地法運用例規集
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 (平成26年3月31日最終変更)